

# LALUZ

2003年10月1日(水)第14号 (ラ・ルース=光)

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 島本 保徳

連絡先：神戸市中央区海岸通 11 NTT 神戸中央ビル内

Tel.090-1070-6839 (横林賢二)

E-Mail: ebisu078@khaki.plala.or.jp

## 企業年金改悪に 怒りの声!!

「NTT 企業年金改悪」のニュースは全国を駆け巡り、当労組にも怒りの声が次々と寄せられています。今回は東海のOBの声を紹介します。

### 年金は生きていくうえでの必要経費

NTT退職者 東海 MS

私は、昨年5月に40年1ヶ月の勤続を最後に退職しました。

退職後は社会に役立つ仕事を考えていましたが思いどおりならず、9ヶ月は失業保険で、それ以降は妻のパート月額約10万円と、テルウエル年金・企業年金約10万円で貯蓄を崩し、何とか生活しています。

退職者にとって年金は生活費だけではなく生きていくための必要経費です。私には子供3人います。娘が9月に結婚しますが2人の息子はこれからです。どうなることかと不安で一杯です。

そんな中、本年3月に「NTTの厚生年金代行部分の返上」はマスコミ報道で知りましたが、企業年金の給付率引き下げが論議されていると聞きびっくりしました。

聞くところによると2万円位下がると聞き黙ってはいられません。それでなくてもリストラで辞めさせられ、そのうえ頼りの年金を減らされてはたまったものではありません。

多くの退職者に知らせ、反対し闘っていきたいと思っています。

## 知ってる？企業年金制度

- その1 -

今、NTTの企業年金制度が会社とNTT労組で見直し(改悪)されようとしています。職場ではあまり話題にはなっていません。あきらめがあるのか、それとも、もう不満を口にできる職場ではなくなっているのか……。そうであつたら恐ろしいことです。

知ってるようではっきりと知らない企業年金。ここで企業年金とはなにか振り返ってみることにしましょう。

### [定年制導入、企業年金創設]

1992年(H4)6月、定年制導入と引き換えに、企業年金が創設されました。

定年制とは、定年年齢は60歳、定年年齢に達した年の年度末(定年退職日)に退職します。それまでは70歳を超える仲間も職場で働いていました。

企業年金は、勤続20年以上かつ50歳以上で退職する者を対象に企業年金(退職手当ての一部移行[28%]による税制適格年金)を導入しました。年金額は定年退職者で最低でも月額5万円(支給期間15年の定型の場合)程度になります。

### [給付利率、据置利率の減額]

2001年(H13)4月、企業年金(税制適格年金)支給期間に関わる「給付利率」を7%から4.5%へ、据置・繰延期間に関わる「据置利率」を5.5%から3%へ減額。モデルケースでは月額9000円程度の減額となりました。

企業年金（税制適格年金）の「見直し」については7月1～2日、NTT労組の全国大会において、会社に要求していくことを決定していましたが、このほど当労組へ会社から提示がありました。生活の根幹をゆるがす大変な改悪案となっています。

## 会社提示資料

西日本NTT 関連労働組合 殿

企業年金（税制適格年金）制度の見直しについて

平成15年9月12日  
西日本電信電話株式会社

企業年金（税制適格年金）制度については、次のとおり見直しを行うこととする。

### 1. 見直しにあたっての基本的考え方

企業年金（税制適格年金）制度については、厳しい試算運用環境及び市場金利等を踏まえ、前回財政再計算期（平成12年6月～11月）において、給付利率・据置利率の見直しを図り、年金財政の安定化を目指してきたところであるが、資産運用状況はさらに厳しさを増し、マイナスの運用利回りを余儀なくされている状況にある。

この結果、年金制度全体では、前回財政再計算時に想定していた今回財政再計算時における過去勤務債務約4,200億円が、今回財政再計算の前提としては、約6,500億円と拡大している。

また、前回財政再計算時には、年金制度全体で年金資産が既裁定者分の責任準備金を約2,000億円上回っていたが、資産運用実績の悪化に加え、加入員の大幅な減少と既裁定者の増加により、今回財政再計算時には、年金資産が既裁定者の責任準備金を約2,600億円下回る状況となっている。

今後の資産運用環境については、継続的かつ大幅に改善するとは想定し難く、資産運用実績と大きく乖離した現行の給付利率・据置利率を固定的に維持したままでは、今後、年金制度を継続していくことが困難な状況に陥ることも想定されること等から、新たに制定された確定給付企業年金法（平成14年4月1日施行）を踏まえつつ、新たな積立不足の発生を極力抑制し、年金制度の安定的な運営が確保していけるよう今回の財政再計算を機に見直しを行う



二〇〇三春闘で、持株会社要請行動「企業年金は生きていくうえで必要経費」という声は届くのか

.....  
こととする。

### 2. 規約型企業年金制度への移行及び市場連動型年金制度の導入

税制適格年金制度は、確定給付企業年金法に基づき廃止するとともに、平成16年4月1日をもって規約型企業年金制度へ移行することとする。

また、資産運用環境の変動に対応しつつ年金制度の安定的運営を図る観点から、現加入者の給付利率・据置利率について、市場金利に連動して毎年度変動させる制度を導入することとする。

### 3. 現加入者についての給付利率・据置利率の見直し

現加入者の給付利率・据置利率については、市場金利に対する一定の優位性を確保しつつ、資産運用環境及び市場金利を踏まえたものに見直しを行う。

具体的には、給付利率・据置利率については、10年物国債表面利回りの過去3年間の平均を踏まえた率とする。

なお、見直し後のそれぞれの利率は、平成16年4月1日以降新たに既裁定者となる者に適用することとする。

### 4. 既裁定者の給付利率・据置利率の見直し

既裁定者の給付利率・据置利率については、資産運用実績及び市場金利との乖離の抑制等を図り、制度の継続及び安定運営をより確実にするため見直すこととする。

具体的には、規約型企業年金制度への移行後、必要な手続きを行い見直すこととする。

### 5. 給付形態の見直し

逆L字型・逡増型年金については、加入員にとってよりわかりやすい年金制度とする観点から、平成16年4月1日以降新たに既裁定者となる者について廃止することとする。 (以上)

# N 関労、企業年金改悪案に対し、要求書提出

西 N 関労発第 3 8 号 2 0 0 3 年 9 月 2 4 日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 上野 至大 殿  
西日本 NTT 関連労働組合  
執行委員長 島本 保徳

## 要求書及び団体交渉申入書

下記の要求に対して、9月30日までに文書でもって回答されたい。なお、回答に対する団体交渉について、3項のとおり申し入れます。

1. 2 0 0 3 年 9 月 1 2 日 付 け 通 知 を 受 け た 「 企 業 年 金 ( 税 制 適 格 年 金 ) 制 度 の 見 直 し 」 に つ い て 、 以 下 の と お り 要 求 し ま す 。

「交渉事項」として受け止めているが、変更の余地があるかどうか会社の考え方を明らかにすること。

「資産運用環境の厳しさ」、「資産運用実績の悪化」、「加入員の大幅な減少」、「既裁定者の増加」を見直しの理由にあげているが、それぞれの理由項目について具体的な資料を明らかにした上で説明すること。

「今後の資産運用環境については、継続的かつ大幅に改善するとは想定し難く、...中略...今後、年金制度を継続していく事が困難な状況に陥ることも想定される。」とあるが、平成12年6月～11月に見直し後、具体的にどのような組織でどのように検討してきたのか明らかにすること。

「規約型企業年金制度へ移行」、「市場金利に連動して毎年度変動させる制度」を導入とあるが、これ以外の検討はしたのかどうか。したのであればその内容を明らかにすること。

昨年までに60歳定年で退職した者の、「現行給付率」と「変更後の給付率」を明らかにすること。

この見直しについては、他労組からの要求による回答なのかを明らかにすること。

平成16年4月1日にて移行とあるが、手続き等も含めてのスケジュールを明らかにすること。

既裁定者に対する事前の同意取り付けの方法、日程について、明らかにすること。

2. 「評価反映方法の見直し」の通知(9月16日付)に対して、以下のとおり要求をします。

「社員の発揮した成果・業績がよりの確に反映できるしくみを構築する」とあるが、どの範囲まで反映するのかを明らかにすること。

「SA評価を創設し、5段階評価に見直す」とあるが、4段階方式のどこに問題があったのかを具体的に明らかにすること。

4段階から5段階に見直すとなると、当然SAからDまでの比率も変更となると考えるが、その数値を明らかにすること。

(以上の要求に対する団体交渉は10月8日に行われます。交渉記録については次号に掲載します)



## 雇用形態選択スケジュール提示

今年度の雇用形態選択のスケジュール、「平成15年度 雇用形態・処遇体系の多様化の実施について」が会社より提示されました。概略つぎのようになっています。

10/中	社員周知(地域会社等労働条件説明)
～11/7	『意向確認調書』手交・受領(面談等実施)
11/17	『雇用形態選択通知書』の手交・受領
～12/12	(面談等実施) 49歳以下の申し出期間(退職・再雇用 申出書)の手交・受領)
12/13	会社間調整等
～2/中	
2/中～下	・辞職承認通知書交付(NTT西日本) ・採用内定通知書交付(地域会社)
3下	・誓約書配付(地域会社)
3/31	退職(NTT西日本)
4/1	再雇用(地域会社) 採用通知書兼辞令書交付(地域会社) 誓約書受領(地域会社)

## ドキュメント

—全労協全国一般東京労組・全労 医学書院分会—

ずっと働けるはずが・・・

医学書院は、医学、看護、介護等に関する専門書を出版している会社です。大出さんは9年近くも派遣として、そこで働いてきました。

派遣といっても大出さんは、もともと医学書院で働くことを条件に医学書院の事前面接を受け、はじめから医学書院だけで働いてきました。

今から3年前、秘書室にいた大出さんは、他の請負会社に業務を移行することを理由に一方的に医学書院の仕事を取り上げられました。

その時、医学書院で働く仲間や、まわりの人たちに応援されて、大出さんは再び医学書院で働けることになりました。その際、医学書院の役員から「これからは今回のようなことはない、これからずっと働いていけるから」と、大出さんは約束されたのです。

ところが、その役員が退職し、当時約束をしてくれた人たちがいなくなった途端、医学書院はいきなり大出さんの職を奪ってきたのです。現在、大出さんは生活を奪われ、困窮を強いられています。

派遣労働者も闘える、あきらめないで！！

労働者派遣法が改正され、長期間働いている派遣社員は直雇いするよう努力義務が課せられて以来、医学書院では長年居る派遣労働者が次々と切られてきました。また、同じ労働実態のまま、契約を派遣から請負にするなど、違法行為が行われてきました。

人の健康や、老人の介護など、弱者の痛みを語る出版社が、このような労働者保護をかなぐり捨て弱者を痛めつけることは残念でなりません。

医学書院は現在、私たちとの話し合いにも応じていません。私たちは大出さんが一日も早く、医学書院に復帰することを目指して闘っています。(医学書院闘争ニュース第1号2003.9.19)

おふさいど

## あとに続く子や孫たちに いいものを残すために どうしたらいいのでしょうか？

ご存知でしたか？国の財政の話

財務省が6月25日に発表した、2002年度末の国債と借入金などを合わせた国の債務残高(借金)は、前年度末比61兆4483億円増の668兆7605億円です。

2002年12月に発表された政府予算案を見ますと、歳入では81兆7891億円のうち赤字国債が36兆4450億円を占めています。

私達の家計にたとえると、収入が仮に25万円しかないのに支出が35万円とか40万円の生活をしているようなものです。これを長く続ければ借金が増えるのは当然なのです。

自殺者が年間3万人を超え、生活保護受給者が2002年3月から2003年3月で114万人から14万人増えて128万人になっています。

これは「改革の成果が出るまでは我慢せよ」と小泉政権が言っている間に、職を失い、収入の途を断たれ、住まいを追われ、もはや自助努力だけでは生きていけない人々が着実に増えているのです。

誰が不況を放置しているのか。誰が給付をカットし、医療費や介護保険料の負担を引き上げて年金生活の高齢者を窮地に追いやっているのでしょうか？(N)

N関労のホームページ

<http://www.n-kanrou.com/>

「NTT労働者」のホームページもどうぞ

<http://www.aa.wakwak.com/~tahara/index.htm>

メール相談もできます。